

第39回 公共料金等専門調査会 ~原価算定期間終了後の事後評価~

平成29年12月12日(火)



目次

- I. 審査基準に基づく評価(関西電力を除くみなし小売電気事業者9社)
 - 1. 料金変更認可申請命令に係る審査基準
 - 2. 審査基準の適用結果
- Ⅱ. 原価算定期間終了後の追加検証(中部電力・四国電力)
 - 1. 概観
 - (1)料金原価と実績費用の比較
 - (2)規制部門と自由化部門の利益率及び乖離要因
 - (3)経営効率化の取組状況
 - 2. 電力会社ごとの評価
 - (1)料金原価と実績費用の比較
 - (2)規制部門と自由化部門の利益率及び乖離要因
 - (3)経営効率化の取組状況
 - (4)まとめ案
- Ⅲ. 総評

I. 審査基準に基づく評価 (関西電力を除くみなし小売電気事業者9社)

1.料金変更認可申請命令に係る審査基準

● 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、 < ステップ1 > 規制部門の電気事業利益率による基準、 <ステップ2 > 規制部門の累積 超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾 改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ1>規制部門の電気事業利益率による基準

規制部門の電気事業利益率(電気事業利益/電気事業収益)の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ①該当会社の規制部門における電気事業利益率(直近3カ年度平均)
- ②電力会社10社の規制部門における電気事業利益率(過去10カ年度平均)
- > ①>②の場合→ステップ2へ



2. 審査基準の適用結果

原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者9社(関西電力以外)について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

(単位:億円)

審査基準(ステップ1・2)の評価結果		北海道	東北	東京EP ※ 1	中部	北陸	田	四国	九州	沖縄	10社
ステッ プ1	A 規制部門の電気事業利益率による基準										
71	3か年度平均 ① ※2	2.8%	5.8%	3.8%	3.2%	1.1%	1.6%	1.5%	3.4%	3.9%	-
	10社10か年度平均 ②									-	2.3%
	10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)	Yes	Yes	Yes	Yes	No	No	No	Yes	Yes	-
ステッ プ2	B 規制部門の累積超過利潤による基準										
72	平成27年度末超過利潤累積額③ ※3	△363	230	△1,141	△93	-	-	-	△768	△99	-
	平成28年度超過利潤④	△80	△109	△1,221	△315	1	ı	ı	△37	△17	-
	平成28年度末超過利潤累積額⑤=③+④	△444	121	△2,363	△408	-	ı	ı	△805	△117	-
	事業報酬額(一定水準額)⑥ ※4	172	342	1,268	423	-	-	-	366	59	-
	一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)	No	No	No	No	-	ı	ı	No	No	-
	C 自由化部門の収支(※5)による基準										
	平成27年度⑦	+91	+808	+2,100	+1,548	-	ı	ı	+318	+7	-
	平成28年度⑧	+3	+593	+563	+852	-	-	1	+404	+12	-
	2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)	No	No	No	No	-	-	-	No	No	-
評価結果	変更認可申請命令の対象となるか。 (A及びBがYes、又はA及びCがYesか。)	No	No	No	No	No	No	No	No	No	-

- ※1:平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。
- ※2:各年度の規制部門の電気事業利益率(%)の単純平均
- ※3:平成27年度までの超過利潤累積額のうち旧選択約款部分を除いた金額
- ※4:一定水準額:規制部門(特定小売供給約款に係る分に限る)に相当する事業報酬額
- ※5:自由化部門の収支:自由化部門の電気事業損益